

増沢地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
奥州市	令和3年2月26日	-
対象地区名(地区内の集落名)		
江刺増沢地域		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	201.03 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	103.51 ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	15.01 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.87 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	34.17 ha
(備考)	
9区	

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当地区では、農家の兼業化、従事者の高齢化が進んでおり、アンケートの結果、約4割の農業者が10年以内に離農すると回答している。このことから、出し手となる農業者の農地を効率的に中心経営体が引き受けることができるよう、協議・体制整備をするとともに、新たな農地の受け手が必要である。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者6名の経営体が担うほか、認定新規就農者等の受け入れを促進することにより対応していく。

農地の集積・集約化に当たっては、営農組合を設立し、農地の出し手と受け手の利用調整を進め、効率的な中心経営体への集積・集約を進める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	
農地中間管理事業の積極的な活用による担い手への農地集積を図る。	
(2) 基盤整備への取組	
増沢東部地区の基盤整備は平成21年度で完了しており、令和2年度より増沢西部地区の基盤整備が開始される。増沢西部地区の基盤整備が完了することで地区の農地の約7～8割が整備されることから、効率的な農業生産活動や農地集積・集約化が期待できる。	
(3) 新規・特産化作物の導入	
米、大豆等の土地利用型作物以外に、集積性の高い果菜類(きゅうり、トマト、ピーマン、なす等)や土地利用型野菜(ねぎ等)等の園芸作物の導入を図る。	
(4) 耕作放棄地の解消・再生利用	
多面的機能支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、増沢地区内の耕作放棄地の状況調査を実施し、草刈り・伐採に取り組む。	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	12 人	1 法人
② 認定新規就農者	1 人	0 法人
③ 集落営農組織	0 組織	0 法人
④ 他市町村の認定農業者	0 人	0 法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	0 人	0 法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	0 人	0 法人
⑦ 今後育成すべき農業者	0 人	0 法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	57.95 ha	201.03 ha	29 %
今後	92.12 ha	201.03 ha	46 %